

第 90 号議案

豊後大野市支所設置条例の一部改正について

豊後大野市支所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

支所の新築移転に伴い、その位置を変更したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市支所設置条例の一部を改正する条例

豊後大野市支所設置条例（平成 17 年豊後大野市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表豊後大野市清川支所の項中「豊後大野市清川町砂田 1819 番地」を「豊後大野市清川町砂田 936 番地 2」に改め、同表豊後大野市朝地支所の項中「豊後大野市朝地町朝地 891 番地」を「豊後大野市朝地町朝地 932 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。